

カドミウム及びその化合物						ミリグラム／リットル
シアン化合物	0.2					ミリグラム／リットル
有機 ^{リン} 化合物						ミリグラム／リットル
鉛及びその化合物						ミリグラム／リットル
六価クロム化合物	0.05					ミリグラム／リットル
砒 ^ひ 素及びその化合物						ミリグラム／リットル
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物						ミリグラム／リットル
アルキル水銀化合物						ミリグラム／リットル
ポリ塩化ビフェニル						ミリグラム／リットル
トリクロロエチレン						ミリグラム／リットル
テトラクロロエチレン						ミリグラム／リットル
ジクロロメタン						ミリグラム／リットル
四塩化炭素						ミリグラム／リットル
1,2-ジクロロエタン						ミリグラム／リットル
1,1-ジクロロエチレン						ミリグラム／リットル
シス-1,2-ジクロロエチレン						ミリグラム／リットル
1,1,1-トリクロロエタン						ミリグラム／リットル
1,1,2-トリクロロエタン						ミリグラム／リットル
1,3-ジクロロプロペン						ミリグラム／リットル
チウラム						ミリグラム／リットル
シマジン						ミリグラム／リットル
チオベンカルブ						ミリグラム／リットル
ベンゼン						ミリグラム／リットル
セレン及びその化合物						ミリグラム／リットル
ほう素及びその化合物						ミリグラム／リットル
ふつ素及びその化合物						ミリグラム／リットル
1,4-ジオキサン						ミリグラム／リットル
フェノール類						ミリグラム／リットル
銅及びその化合物						ミリグラム／リットル
亜鉛及びその化合物	1					ミリグラム／リットル
鉄及びその化合物（溶解性）	1					ミリグラム／リットル
マンガン及びその化合物（溶解性）						ミリグラム／リットル
クロム及びその化合物	0.5					ミリグラム／リットル
ダイオキシン類						ピコグラム／リットル
※						
摘要						

備考

- 1 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 ※印のある欄は、令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。
- 3 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。
- 4 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。